

○ 労働金庫法施行規則（昭和五十七年大蔵省・労働省令第一号）

改正案	現行
<p>(金庫の子会社の範囲等) 第六条の三 (略)</p> <p>2 法第五十八条の三第一項第一号ロ又は第五十八条の五第二項第二号に規定する内閣府令・厚生労働省令で定めるものは、次に掲げるもの（労働金庫にあつては、第十九号から第三十七号まで及び当該各号に掲げる業務に準ずるものとして第三十八号に基づき定められた業務並びに附帯する業務を除く。）とする。</p> <p>一～三の三 (略)</p> <p>三の四 保険業法（平成七年法律第百五号）<u>第二条第二十六項に規定する保険募集（以下「保険募集」という。）のうち次に掲げるもの</u></p> <p>イ <u>保険業法第二百七十六条の登録を受けた生命保険募集人（同法第十九項に規定する生命保険募集人という。）としてその所属保険会社等（同法第二条第二十四項に規定する所属保険会社等という。ロからニまでにおいて同じ。）のために行う保険業法施行規則（平成八年大蔵省令第五号）<u>第二百十二条第一項第一号から第五号までに掲げる保険契約（当該保険契約（以下このイにおいて「主契約」という。）に付される保険特約が、同項第一号から第五号までに掲げる保険契約に相当するものでないときは、当該保険特約は、主契約の内容と関連性が高く、かつ、当該保険特約に係る保険料及び保険金の額が主契約</u></u></p>	<p>(金庫の子会社の範囲等) 第六条の三 (略)</p> <p>2 法第五十八条の三第一項第一号ロ又は第五十八条の五第二項第二号に規定する内閣府令・厚生労働省令で定めるものは、次に掲げるもの（労働金庫にあつては、第十九号から第三十七号まで及び当該各号に掲げる業務に準ずるものとして第三十八号に基づき定められた業務並びに附帯する業務を除く。）とする。</p> <p>一～三の三 (略)</p> <p>三の四 保険業法（平成七年法律第百五号）<u>第二条第二十二項に規定する保険募集（以下「保険募集」という。）のうち次に掲げるもの</u></p> <p>イ <u>保険業法第二百七十六条の登録を受けた生命保険募集人としてその所属保険会社（同法第二条第二十項に規定する所属保険会社をいう。ロ及びハにおいて同じ。）のために行う保険業法施行規則（平成八年大蔵省令第五号）<u>第二百十一条第一号から第五号までに掲げる保険契約（当該保険契約（以下このイにおいて「主契約」という。）に付される保険特約が、同項第一号から第五号までに掲げる保険契約に相当するものでないときは、当該保険特約は、主契約の内容と関連性が高く、かつ、当該保険特約に係る保険料及び保険金の額が主契約に係る保</u></u></p>

に係る保険料及び保険金の額と比して妥当なものであるものに
限る。)の締結の代理又は媒介

ロ 保険業法第二百七十六条の登録を受けた損害保険代理店(同
法第二十一条に規定する損害保険代理店をいう。)とし
てその所属保険会社等のために行う保険業法施行規則第二百十
二条の二第一項第一号から第七号までに掲げる保険契約(当該
保険契約(以下このロにおいて「主契約」という。)に付され
る保険特約が、同項第一号から第七号までに掲げる保険契約に
相当するものでないときは、当該保険特約は、主契約の内容と
関連性が高く、かつ、当該保険特約に係る保険料及び保険金の
額が主契約に係る保険料及び保険金の額と比して妥当なもので
あるものに限る。)の締結の代理又は媒介

ハ 保険業法第二百七十六条の登録を受けた少額短期保険募集人
(同法第二十一条に規定する少額短期保険募集人をいう
。)としてその所属保険会社等のために行う保険業法施行規則
第二百十二条の四第一項第一号から第四号までに掲げる保険契
約(当該保険契約(以下このハにおいて「主契約」という。)に
付される保険特約が、同項第一号から第四号までに掲げる保
険契約に相当するものでないときは、当該保険特約は、主契約
の内容と関連性が高く、かつ、当該保険特約に係る保険料及び
保険金の額が主契約に係る保険料及び保険金の額と比して妥当
なものであるものに限る。)の締結の代理又は媒介

ニ 保険業法第二百八十六条の登録を受けた保険仲立人として行
う保険業法施行規則第二百十二条の五第一項第一号から第四号

の締結の代理又は媒介

ロ 保険業法第二百七十六条の登録を受けた損害保険代理店とし
てその所属保険会社のために行う保険業法施行規則第二百十一
条の二第一項第一号から第七号までに掲げる保険契約(当該保
険契約(以下このロにおいて「主契約」という。)に付される
保険特約が、同項第一号から第七号までに掲げる保険契約に相
当するものでないときは、当該保険特約は、主契約の内容と関
連性が高く、かつ、当該保険特約に係る保険料及び保険金の額
が主契約に係る保険料及び保険金の額と比して妥当なものであ
るものに限る。)の締結の代理又は媒介

(新設)

ハ 保険業法第二百八十六条の登録を受けた保険仲立人として行
う保険業法施行規則第二百十一条の三第一項第一号から第四号

までに掲げる保険契約（当該保険契約（以下この二において「主契約」という。）に付される保険特約が、同項第一号から第四号までに掲げる保険契約に相当するものでないときは、当該保険特約は、主契約の内容と関連性が高く、かつ、当該保険特約に係る保険料及び保険金の額が主契約に係る保険料及び保険金の額が当該保険契約に係る保険料及び保険金の額と比して妥当なものであるものに限る。）の締結の媒介であつて特定保険募集人（保険業法第二百七十六条に規定する特定保険募集人という。）がその所属保険会社等のために行う保険契約の締結の媒介以外のもの

四〇二十三（略）

二十四 保険会社又は少額短期保険業者（保険業法第二条第十八項に規定する少額短期保険業者をいう。以下同じ。）の保険業に係る業務の代理（第三号の四及び次号に掲げる業務に該当するものを除く。）又は事務の代行

二五〇三十一（略）

三十二 主として保険会社、少額短期保険業者及び保険募集人の業務に関する電子計算機のプログラムの作成又は販売（プログラムの販売に伴い必要となる附属機器の販売を含む。）を行う業務及び計算受託業務

三三〇三十九（略）

三〇七（略）

八 法第五十八条の三第一項第三号又は第五十八条の五第一項第八号に規定する内閣府令・厚生労働省令で定めるものは、次に掲げるも

までに掲げる保険契約（当該保険契約（以下この八において「主契約」という。）に付される保険特約が、同項第一号から第四号までに掲げる保険契約に相当するものでないときは、当該保険特約は、主契約の内容と関連性が高く、かつ、当該保険特約に係る保険料及び保険金の額が主契約に係る保険料及び保険金の額が当該保険契約に係る保険料及び保険金の額と比して妥当なものであるものに限る。）の締結の媒介であつて生命保険募集人及び損害保険代理店がその所属保険会社のために行う保険契約の締結の媒介以外のもの

四〇二十三（略）

二十四 保険会社の保険業に係る業務の代理（第三号の四及び次号に掲げる業務に該当するものを除く。）又は事務の代行

二五〇三十一（略）

三十二 主として保険会社及び保険募集人の業務に関する電子計算機のプログラムの作成又は販売（プログラムの販売に伴い必要となる附属機器の販売を含む。）を行う業務及び計算受託業務

三三〇三十九（略）

三〇七（略）

八 法第五十八条の三第一項第三号又は第五十八条の五第一項第八号に規定する内閣府令・厚生労働省令で定めるものは、次に掲げるも

の（労働金庫にあつては、第一号に掲げるものに限る。）とする。
ただし、当該持株会社が第一項各号に規定する業務を営む場合に
あつては、当該業務は金融庁長官及び厚生労働大臣が定める基準によ
り主として当該金庫又はその子会社の営む業務のために営むもので
なければならぬ。

一（五）（略）

六 法第五十八条の五第二項第七号ハに規定する当該連合会の子会
社である保険会社又は少額短期保険業者の子会社のうち第六条の
十第四項に定める持株会社にあつては、専ら当該持株会社の子会
社の経営管理を行う業務及びこれに附帯する業務並びに第一項各
号及び第二項各号（第十九号から第二十三号まで及び第三十五号
から第三十七号までを除く。）に掲げる業務を営むもの

七（略）

9（略）

（基準議決権数を超えて議決権を保有することができる場合）

第六条の八 法第五十八条の四第四項第三号（法第五十八条の六第三
項において準用する場合を含む。）に規定する内閣府令・厚生労働
省令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一（略）

二 当該連合会が法第六十二条第三項の認可を受けて事業又は営業
の譲受けをしたことにより銀行（金融機関の信託業務の兼営に関
する法律により同法第一条第一項に規定する信託業務を営むもの
に限る。）、証券専門会社、証券仲介専門会社、保険会社又は少

の（労働金庫にあつては、第一号に掲げるものに限る。）とする。
ただし、当該持株会社が第一項各号に規定する業務を営む場合に
あつては、当該業務は金融庁長官及び厚生労働大臣が定める基準によ
り主として当該金庫又はその子会社の営む業務のために営むもので
なければならぬ。

一（五）（略）

六 法第五十八条の五第二項第七号ハに規定する当該連合会の子会
社である保険会社の子会社のうち第六条の十第四項に定める持株
会社にあつては、専ら当該持株会社の子会社の経営管理を行う業
務及びこれに附帯する業務並びに第一項各号及び第二項各号（第
十九号から第二十三号まで及び第三十五号から第三十七号までを
除く。）に掲げる業務を営むもの

七（略）

9（略）

（基準議決権数を超えて議決権を保有することができる場合）

第六条の八 法第五十八条の四第四項第三号（法第五十八条の六第三
項において準用する場合を含む。）に規定する内閣府令・厚生労働
省令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一（略）

二 当該連合会が法第六十二条第三項の認可を受けて事業又は営業
の譲受けをしたことにより銀行（金融機関の信託業務の兼営に関
する法律により同法第一条第一項に規定する信託業務を営むもの
に限る。）、証券専門会社、証券仲介専門会社又は保険会社を子

<p>額短期保険業者を子会社とした場合（前号に掲げる場合を除く。）</p> <p>（証券関連専門業務等）</p> <p>第六条の十（略）</p> <p>2～4（略）</p> <p>5 法第五十八条の五第二項第七号ハに規定する内閣府令・厚生労働省令で定めるものは、当該連合会の子会社である保険会社又は少額短期保険業者が、その総株主等の議決権の百分の五十を超える議決権を保有する同条第一項第八号に規定する持株会社とする。</p> <p>6（略）</p>	<p>会社とした場合（前号に掲げる場合を除く。）</p> <p>（証券関連専門業務等）</p> <p>第六条の十（略）</p> <p>2～4（略）</p> <p>5 法第五十八条の五第二項第七号ハに規定する内閣府令・厚生労働省令で定めるものは、当該連合会の子会社である保険会社が、その総株主等の議決権の百分の五十を超える議決権を保有する同条第一項第八号に規定する持株会社とする。</p> <p>6（略）</p>
--	---